

# 採択者説明会資料

—NEDOのデータマネジメントについて—  
[補助・助成事業]

■ 経済産業省の予算により、経済産業省又は経済産業省所管の独立行政法人が委託する技術に関する研究開発については、知財マネジメントとデータマネジメントに関して、それぞれ運用ガイドラインが定められております。

● 経済産業省における各運用ガイドライン策定の背景等の詳細は下記をご覧ください。

[経済産業省ホームページ]

・「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドラインを策定しました」

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/IpManagementGuidline.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/IpManagementGuidline.html)

・「委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドラインとナショプロデータカタログ」

[https://www.meti.go.jp/policy/innovation\\_policy/datamanagement.html](https://www.meti.go.jp/policy/innovation_policy/datamanagement.html)



■ NEDOが実施する委託研究開発プロジェクトについても、上記経済産業省の各運用ガイドラインに従って、知財マネジメントとデータマネジメントに関して、それぞれNEDOプロジェクトにおける基本方針を定めております。

● NEDOにおける各基本方針の詳細は、公募時に提示されたものをご覧ください。

以下は、NEDOホームページに掲載している最新版となります。

- NEDOプロジェクトにおける知財マネジメントについて  
[https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other\\_CA\\_00002.html](https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other_CA_00002.html)
- 「NEDOプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針 第11版」  
<https://www.nedo.go.jp/content/100971432.pdf>
- NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメントについて  
[https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other\\_CA\\_00003.html](https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other_CA_00003.html)
- 「NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメントに係る基本方針 第3版」  
(「委託者指定データ」がない場合)  
<https://www.nedo.go.jp/content/100969766.pdf>

The screenshot shows the NEDO website page for Intellectual Property Management. It includes a navigation menu, a search bar, and a main heading. Below the heading, there is a '趣旨' (Purpose) section with text explaining the policy. A table titled '委託研究開発事業の公募・契約時期と基本方針の対応関係の概要(参考)' provides details on the relationship between public tenders and policy versions.

公募・契約時期	基本となる基本方針の版
2024年1月下旬以降の公募であり、2024年4月1日以降に契約を行うもの	第11版及び第10版 (第11版は2024年7月の組織改編により改訂。組織変更の修正であり、規定内容には第10版から変更ありません。)
2023年6月1日以降の公募であり、2024年3月31日	第10版

The screenshot shows the NEDO website page for Data Management. It includes a navigation menu, a search bar, and a main heading. Below the heading, there is a '趣旨' (Purpose) section with text explaining the policy. A '助成事業における対応について' (Response in grant projects) section is also visible at the bottom.

- これまで、NEDOが実施する研究開発プロジェクトのうち、補助・助成事業については、上記経済産業省の各運用ガイドライン、及び、NEDOプロジェクトにおける各基本方針については、対象外としておりましたが、2024年度以降に事業開始するものについては、内閣府:統合イノベーション戦略推進会議の定めた「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（以下、「基本的な考え方」）に合わせて、2023年12月よりNEDOプロジェクトにおける各基本方針を改定いたしました。
- これに伴い、補助・助成事業についても、データマネジメントを行う仕組みを導入いたしました。

## NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメントについて

### 趣旨

経済産業省は、国の委託研究開発プロジェクトの担当者が研究開発データのマネジメントを行うに当たり考慮すべきと考えられる事項について、「委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン」を策定し、公表しています。

[経済産業省ホームページ（委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドラインとナショナルプロデータカタログ）](#)

NEDOは、このガイドラインに整合して「NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメント基本方針」を策定しています。NEDOが公募する委託研究開発事業については、この基本方針に従っていただく必要があります。

また、統合イノベーション戦略推進会議の定めた「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日）（以下、「基本的な考え方」）に合わせて、2023年12月より上記基本方針を改定いたしました。

[内閣府ホームページ（公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方）](#)

下記に掲載する資料は、最も一般的な「委託者指定データ」<sup>(※1)</sup>がない場合の基本方針です。プロジェクトごとに、この基本方針を基にしたデータ方針を公募情報（本公募等）に掲載いたしますので、応募される方はそちらをご覧ください。

<sup>(※1)</sup> 委託者指定データとは、委託者（NEDO）が管理すべき研究開発データであり、委託者に提供される研究開発データとして指定された研究開発データです。

### 補助・助成事業における対応について

上記「基本的な考え方」の内容を踏まえ、研究開発を行う補助・助成事業（2024年度以降に事業を開始するもの）<sup>(※2)</sup>においても、研究開発データのマネジメントを行う仕組みを導入いたします。

事業者毎の判断において、管理・利活用の観点から管理対象データとするデータを定めた場合には、当該管理対象データのマネジメントとして以下の「資料」欄に掲載する「別紙1：データマネジメントプラン[委託/補助・助成共通]及び「別紙2：メタデータ[委託/補助・助成共通]を作成してください（管理対象データとするものがない場合は作成する必要はありません）。

別紙1及び別紙2のいずれについてもNEDOへの提出義務はありませんが、管理対象データとしたデータについて第三者による利活用を促進する場合には、NEDOのホームページ等で公開するデータカタログにメタデータを掲載することも可能です。

<sup>(※2)</sup> 基金事業等一部の事業においては2024年度以降に採択決定等がなされた場合であっても適用されないケースもありますので、詳しくは公募時の情報をご確認ください。

- 各事業者の判断に応じて、管理・利活用の観点から管理対象データとするデータを定めた場合には、①データマネジメントプラン（以下、「DMP」とする。）の作成、②メタデータの作成を実施していただくようお願いいたします。（管理対象データとするものがない場合は作成する必要はありません。）
- なお、作成されたDMP、メタデータについて、NEDOへの提出義務はありませんが、メタデータについては、提出された際は、NEDOのデータカタログへの掲載することも可能です。（提出される場合は、NEDOのプロジェクト担当者まで、メール、または、PMSの情報共有機能(Fleekdrive)にて、送付ください。補助・助成事業のPMSには、委託事業のPMSと異なり、DMP及びメタデータを提出する仕組みが無いため）

- ・DMPおよびメタデータのひな形は、以下の「NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメントについて」のページにて取得できます。
- ・DMPひな形の上部に、各項目毎に、記載方法と記載例がありますので、参照の上、記載してください。

ONEDOプロジェクトにおけるデータマネジメントについて

[https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other\\_CA\\_00003.html](https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other_CA_00003.html)

・別紙1：データマネジメントプラン[委託／補助・助成共通]

<https://www.nedo.go.jp/content/100969768.xlsx>

・別紙2：メタデータ[委託／補助・助成共通]

<https://www.nedo.go.jp/content/100969770.xlsx>

- 各事業者の判断に応じて、管理・利活用の観点から管理対象データとするデータを定めた場合には、①データマネジメントプラン（以下、「DMP」とする。）の作成、②メタデータの作成を実施していただくようお願いいたします。（管理対象データとするものがない場合は作成する必要はありません。）
- なお、作成されたDMP、メタデータについて、NEDOへの提出義務はありませんが、メタデータについては、提出された際は、NEDOのデータカタログへの掲載することも可能です。（提出される場合は、NEDOのプロジェクト担当まで、メール、または、PMSの情報共有機能(Fleekdrive)にて、送付ください。補助・助成事業のPMSには、委託事業のPMSと異なり、DMP及びメタデータを提出する仕組みが無いため）

## 【参考情報】

- 特許出願非公開制度への対応について（P7-11参照）
- NEDOプロジェクトの研究開発成果について、特許出願を実施される場合には、以下の点をご留意ください。
  - NEDOへの技術情報の提出\_時系列順の整理（P8参照）
  - 知財マネジメント基本方針\_別紙規定内容（P9参照）
  - 開示禁止義務・適正管理措置・実施制限/外国出願禁止について（P10参照）
  - NEDOプロジェクトに参加するにあたっての留意点\_委託／補助・助成（P11参照）
- 関連情報のURL\_NEDOホームページ（P12-13参照）
- 関連情報のURL\_経済産業省・内閣府・特許庁ホームページ（P14参照）

- 特許出願の非公開制度の概要
- NEDO事業における対応

※このページ以後の内容(P7-11)は、内閣府・特許庁の公表する資料に基づきNEDOが説明のために独自に整理をしたものになります。

(2024年2月にNEDOが開催した「特許出願の非公開制度の概要とNEDO事業における対応について」の説明会資料から、特にポイントとなる内容を抜粋・修正)

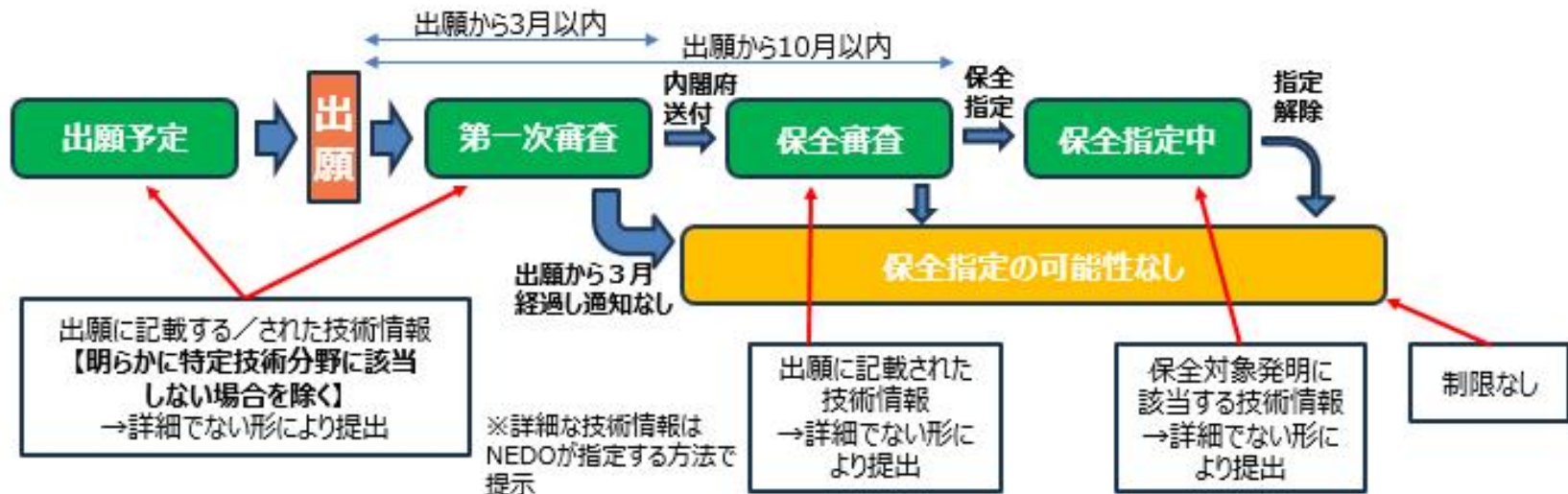
・同制度自体について、ご不明な点がある場合は必ず内閣府・特許庁の公表している資料で詳細をご確認ください。  
(P14:内閣府・特許庁の各資料&URL参照)

・NEDO事業における対応についての詳細は、  
「特許出願非公開制度へのNEDO事業 [委託／補助・助成] における対応」  
([https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/ZZNA\\_100094.html](https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/ZZNA_100094.html)) をご確認ください。

# 【参考情報】NEDOへの技術情報の提出\_時系列順の整理

- ① 特許出願しておらず、出願する予定もない技術情報 → 【制限なし】
  - ② 特許出願予定の技術情報、出願後3月以内の出願に記載された技術情報
    - ・「明らかに特定技術分野に該当しない場合」に該当 → 【制限なし】
    - ・上記の場合に非該当 → 「詳細な技術情報」でない形により提出
  - ③ 保全審査中の出願に記載された技術情報
    - 「詳細な技術情報」でない形により提出
  - ④ 保全指定中の出願に記載された技術情報
    - 保全対象発明については、「詳細な技術情報」でない形により提出
  - ⑤ 出願後3月経過し通知を受けていない出願に記載された技術情報 → 【制限なし】
  - ⑥ 保全審査で保全不要とされた出願に記載された技術情報 → 【制限なし】
- ※NEDOの要請に応じて、特許出願に関する詳細な技術情報をNEDOの指定する方法で提示

提出：書類をメール等でNEDOに送付  
提示：NEDO職員に見せて説明



## ■ 知財マネジメント基本方針 別紙（抜粋） （2024年1月29日公表）

### （1）特許出願の非公開制度に関する各通知等への対応

受託者は、フォアグラウンド I P に係る特許出願人として、法に規定される以下の各号に対する通知を受領、及び、書類等を提出した際は、当該受領及び提出の後、遅滞なく、N E D O の指定する様式（産業財産権等出願後状況通知書）により、N E D O に報告するものとする。ただし、通知又は書類等中において、保全対象発明となり得る発明の内容又は保全対象発明の内容が記載されている場合には、報告の方法について事前に N E D O に確認を行う。

- 一 保全審査に付することを求める旨の申出（法第 6 6 条第 2 項）
- 二 内閣総理大臣へ送付をした旨の通知（法第 6 6 条第 3 項）
- 三 申出に基づく内閣総理大臣へ送付しないと判断した旨の通知（法第 6 6 条第 1 0 項）
- 四 保全対象となり得る発明の内容の通知（法第 6 7 条第 9 項）
- 五 出願を維持する場合の法第 6 7 条第 9 項に規定する書類（法第 6 7 条第 1 0 項）
- 六 保全審査の打切りの通知及び打切りへの弁明書面(提出した場合)（法第 6 9 条第 2 項）
- 七 保全指定の通知（法第 7 0 条第 1 項）
- 八 保全指定の期間延長の通知（法第 7 0 条第 5 項）
- 九 保全指定を必要としない旨の通知（法第 7 1 条第 1 項）
- 十 保全対象発明の実施許可の申（法第 7 3 条第 2 項）
- 十一 保全対象発明の実施許可の通知（法第 7 3 条第 3 項）
- 十二 保全対象発明の実施許可の条件違反による出願却下の通知（法第 7 3 条第 6 項）
- 十三 出願却下の理由通知及び弁明書面(提出した場合)（法第 7 3 条第 7 項）
- 十四 保全対象発明の内容の開示による出願却下の通知（法第 7 4 条第 2 項）
- 十五 出願却下の理由通知及び弁明書面(提出した場合)（法第 7 4 条第 3 項）
- 十六 新たな事業者による保全対象発明に係る情報取扱いの事前承認の申出（法第 7 6 条第 1 項）
- 十七 発明共有事業者の変更の届出（法第 7 6 条第 2 項）
- 十八 保全指定解除又は満了の通知（法第 7 7 条第 2 項）
- 十九 外国出願禁止違反に対する出願却下の通知（法第 7 8 条第 5 項）
- 二十 出願却下の理由への弁明書面(提出した場合)（法第 7 8 条第 6 項）
- 二十一 外国出願禁止かどうかの確認の求め（法第 7 9 条第 1 項）
- 二十二 外国出願が禁止されない旨の回答（法第 7 9 条第 2 項）
- 二十三 外国出願が禁止されるか否かの回答（法第 7 9 条第 4 項）

- 保全指定が行われ、指定特許出願人となった場合における法の下での義務についても遵守していただきますようお願いいたします。
- これらに違反した場合には罰則が科せられ得る点にもご留意ください。

## 開示禁止義務・適正管理措置・実施制限

- 特に、**自身の出願でなくともプロジェクト参加者の立場で発明共有事業者となった場合、開示禁止義務や適正管理措置の義務を果たす必要がある**ため十分に注意していただきますようお願いいたします。

それぞれの項目ごとの具体的な内容については、以下の内閣府、特許庁の公表資料の該当箇所をご確認ください。

### 内閣府:

- ① [特許出願の非公開に関する制度における適正管理措置に関するガイドライン（第1版）](#)
- ② [経済安全保障推進法の特許出願の非公開に関する制度のQ&A](#)

### 特許庁:

- ① [特許出願非公開について](#)
- ② [特許出願非公開制度についてのQ&A](#)

## 外国出願の禁止

- NEDOの委託事業においては「知財及びデータ合意書」の雛形において海外の市場展開が見込まれる場合であって権利化が必要な場合権利化することを原則としています。したがって、外国出願の機会が多く発生するものと予想されます。
- 外国出願可能かどうかについては、最終的に保全指定されるか否かよりも、**特定技術分野に該当するか否かが重要になりますので、特定技術分野に明らかに該当しないという判断が難しい場合には、当該出願が外国出願禁止に該当しないかについて正式な特許庁の判断（確認制度、出願後3月経過等）を得てから外国出願を行うことを強くお勧め**します。

- まずは特許出願及び出願を行う予定の技術分野が「特定技術分野」に該当するか否かについて十分にご注意ください。**特定技術分野に該当しなければ、従来のNEDOプロジェクトでの対応から変える点はほとんどありません。**
- 「特定技術分野」に該当するおそれがある場合には**最終的に保全対象発明にならずとも、外国出願禁止となる場合があります。**外国出願可能な出願であるか否かに不安がある場合、特許庁の確認制度を利用するか、出願後3月待って「特定技術分野の出願ではない」（外国出願禁止の出願ではない）ことを確認した後に、**外国出願を実施することを強くお勧めします。**
- 特許出願の非公開制度においては違反があった場合**罰則が科せられるケース**が多くあります。本制度で義務づけられている内容は、**特許出願の書類そのものに限らず技術情報の管理全般に影響**しますので自社内、NEDOとの情報共有、プロジェクトに参加する他の企業等との情報共有における情報管理の徹底をお願いします。
- なお、**出願時のエビデンスの提出タイミングの変更（2. ③）は全ての特許出願について一律に変更になります（「特定技術分野」への該当性は関係ありません。）**。ご協力の程お願いいたします。
- また、**実際の運用状況に鑑み今後**、NEDOとしての対応を変更する可能性がある点にご留意ください。

## ■ NEDOのプロジェクトにおいて、確認・利用頂く関連情報のURLを以下に掲載いたします。

<NEDOホームページ> (NEDOプロジェクトの知財・データの各マネジメント関連)

○NEDOプロジェクトにおける知財マネジメントについて

[https://www.nedo.go.jp/jyouthoukoukai/other\\_CA\\_00002.html](https://www.nedo.go.jp/jyouthoukoukai/other_CA_00002.html)

・NEDOプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針第11版

<https://www.nedo.go.jp/content/100971432.pdf>

・雛形\_知財及びデータ合意書\_2024年11月版

<https://www.nedo.go.jp/content/100960996.docx>

・雛形\_知財運営委員会運営規則(知財&データ)\_2024年11月版

<https://www.nedo.go.jp/content/100960997.docx>

・様式 研究開発成果取扱い方針及び取扱い等報告書

<https://www.nedo.go.jp/content/100947059.docx>

・特許出願非公開制度へのNEDO事業〔委託／補助・助成〕における対応

[https://www.nedo.go.jp/jyouthoukoukai/ZZNA\\_100094.html](https://www.nedo.go.jp/jyouthoukoukai/ZZNA_100094.html)

○NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメントについて

[https://www.nedo.go.jp/jyouthoukoukai/other\\_CA\\_00003.html](https://www.nedo.go.jp/jyouthoukoukai/other_CA_00003.html)

・NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメント基本方針 第3版－「委託者指定データ」がない場合－

<https://www.nedo.go.jp/content/100969766.pdf>

・様式1：データマネジメントプラン届出書（委託）

<https://www.nedo.go.jp/content/100969767.docx>

・別紙1：データマネジメントプラン〔委託／補助・助成共通〕

<https://www.nedo.go.jp/content/100969768.xlsx>

・様式2：メタデータ届出書（委託）

<https://www.nedo.go.jp/content/100969769.docx>

・別紙2：メタデータ〔委託／補助・助成共通〕

<https://www.nedo.go.jp/content/100969770.xlsx>

○知財及びデータに関するQ&A（2025年度版）

<https://www.nedo.go.jp/content/100981335.pdf>

## ■ NEDOのプロジェクトにおいて、確認・利用頂く関連情報のURLを以下に掲載いたします。

<NEDOホームページ> (契約書・事務処理マニュアル・Q&A関連)

○業務委託契約標準業務委託契約標準契約書 (約款、様式、別紙及び積算基準) [2025年3月28日改正]

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/2025\\_3yakkan\\_gyoumu.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/2025_3yakkan_gyoumu.html)

・業務委託契約標準契約書

<https://www.nedo.go.jp/content/100974647.pdf>

○業務委託契約標準契約書 (大学等用) / 様式、別紙及び積算基準 [2025年3月28日改正]

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/2025\\_3yakkan\\_daigaku-gyoumu.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/2025_3yakkan_daigaku-gyoumu.html)

・業務委託契約標準契約書 (大学・国立研究開発法人等用)

<https://www.nedo.go.jp/content/800022929.pdf>

○事務処理マニュアル (2025年4月)

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual\\_jimushori\\_2025.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual_jimushori_2025.html)

・(常用版) 委託業務事務処理マニュアル

<https://www.nedo.go.jp/content/800022595.pdf>

・(詳細版) 委託業務事務処理マニュアル

<https://www.nedo.go.jp/content/800024780.pdf>

○事務処理マニュアル (大学・国立研究開発法人等用) (2025年4月)

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual\\_jimushori\\_daigaku\\_2025.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual_jimushori_daigaku_2025.html)

・(常用版) 委託業務事務処理マニュアル (大学・国立研究開発法人等用)

<https://www.nedo.go.jp/content/800022607.pdf>

・(詳細版) 委託業務事務処理マニュアル事務処理マニュアル (大学・国立研究開発法人等用)

<https://www.nedo.go.jp/content/800024781.pdf>

○委託／補助・助成業務Q&A

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/QA\\_2025.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/QA_2025.html)

・委託／補助・助成業務Q&A (2025年度版)

<https://www.nedo.go.jp/content/800023082.pdf>

## ■ 経済産業省・内閣府・特許庁の関連情報のURLを以下に掲載いたします。

### <経済産業省ホームページ>

○「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドラインを策定しました」

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/IpManagementGuidline.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/IpManagementGuidline.html)

○「委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドラインとナショプロデータカタログ」

[https://www.meti.go.jp/policy/innovation\\_policy/datamanagement.html](https://www.meti.go.jp/policy/innovation_policy/datamanagement.html)

### <内閣府ホームページ>

○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安全保障推進法）

[https://www.cao.go.jp/keizai\\_anzen\\_hosho/index.html](https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/index.html)

○経済安全保障推進法の概要

[https://www.cao.go.jp/keizai\\_anzen\\_hosho/suishinhou/doc/gaiyo.pdf](https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/doc/gaiyo.pdf)

○特許出願の非公開に関する制度

[https://www.cao.go.jp/keizai\\_anzen\\_hosho/suishinhou/patent/patent.html](https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/patent.html)

○特定技術分野及び付加要件の概要

[https://www.cao.go.jp/keizai\\_anzen\\_hosho/suishinhou/patent/doc/tokutei\\_gijutsu\\_bunya.pdf](https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/doc/tokutei_gijutsu_bunya.pdf)

○特許出願の非公開に関する制度の基本指針

[https://www.cao.go.jp/keizai\\_anzen\\_hosho/suishinhou/doc/kihonshishin4.pdf](https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/doc/kihonshishin4.pdf)

○経済安全保障推進法の特許出願の非公開に関する制度のQ & A

[https://www.cao.go.jp/keizai\\_anzen\\_hosho/suishinhou/patent/doc/patent\\_qa.pdf](https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/doc/patent_qa.pdf)

○特許出願の非公開に関する制度における適正管理措置に関するガイドライン

[https://www.cao.go.jp/keizai\\_anzen\\_hosho/suishinhou/patent/doc/patent\\_tekisei\\_guideline.pdf](https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/doc/patent_tekisei_guideline.pdf)

○特許出願の非公開に関する制度における実施状況（2024年度版）

[https://www.cao.go.jp/keizai\\_anzen\\_hosho/suishinhou/patent/doc/patent\\_jisshijoukyou.pdf](https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/doc/patent_jisshijoukyou.pdf)

### <特許庁ホームページ>

○特許出願非公開制度について

<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutugan/hikokai/index.html>

○特許出願非公開制度についてのQ&A

<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutugan/hikokai/qa.html>

○特許出願非公開制度の解説漫画について

[https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutugan/hikokai/comic\\_hikokai.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutugan/hikokai/comic_hikokai.html)